

津波避難ビル指定について

****** 津波の際の避難は「まず、高台へ避難」が大原則です。**

津波避難ビルは緊急避難施設です****

【津波避難ビルとは】

津波警報発表から解除までの「津波被害発生の恐れがある期間」に「一時的に避難」する「高度と強度を備えた建築物」について、あらかじめ津波避難ビルとして指定・周知することで、住民及び滞留者の生命の安全を図ります。

ただし、あくまでも警報解除までの一時的な滞留場所であり、十数時間といった長期間の避難については通常の避難所に対応します。

【津波避難ビルの役割】

千葉市沿岸を含む「東京湾内湾」に「津波警報」「大津波警報」が発表された時から、警報解除までの期間、指定した箇所に避難・滞留させてもらうものです。「津波注意報（1m未満の津波予測）」の場合は使用しません。廊下・教室・屋上等、施設管理者が指定する範囲において、避難者の受け入れを行います。

【津波避難ビルの開設】

津波警報発表により開設（開放）し、解除により閉鎖する。警報発表中の一時避難を目的とし、長期滞在や災害用備蓄品が必要な場合は、他の避難所へ誘導します。被害が発生していない場合でも避難を開始し、避難者を受け入れるなど、その特性から他の避難場所・避難所とは運営方法が異なります。

【津波避難ビル指定に伴う想定】

千葉県が発表した津波想定によると、東京湾口に高さ10mの津波が到達してから千葉市沿岸部に到達するまで、40分～50分掛り、到達する最大津波高は、東京湾平均海面から2.9mとされています。

【津波の際の避難について】

津波の際は「高台に避難」が原則です。地震情報・津波情報を正しく入手し、到達時間・到達津波高から、余裕をもって徒歩による避難をお願いします。